

【御朱印直接記帳中止期間の延長について】

御朱印帳への直接記帳につきましては、令和3年12月31日から令和4年1月31日の初詣期間は特に混雑が予想され感染防止の観点から中止としておりましたが、2月25日から茨城県でまん延防止等重点措置が実施されたことを鑑み、直接記帳の中止期間を延長し、引き続き御朱印紙(書き置き)の授与とさせていただきます。

ご参拝の皆さまには大変ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお直接記帳再開時期につきましては、感染拡大状況に応じ決まり次第、社頭、ホームページ、インスタグラムにて随時ご案内する予定であります。